

特殊肥料の品質表示基準

平成12年8月31日農林水産省告示第1163号施行平成12年10月1日

改正平成13年10月15日農林水産省告示第1377号施行即日

改正平成16年1月15日農林水産省告示第72号施行平成16年5月1日

特殊肥料の品質表示基準

第1 表示事項

特殊肥料の品質に関し表示すべき事項（以下「表示事項」という。）は、別表のとおりとする。

第2 遵守事項

1 表示事項の表示の方法

第1に規定する表示事項の表示に際しては、生産業者、輸入業者又は販売業者は、次に規定するところによらなければならない。

(1) 肥料の名称

当該肥料の生産業者又は輸入業者が肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出た肥料の名称とすること。

(2) 肥料の種類

別表の特殊肥料の種類に掲げる名称を用いること。ただし、たい肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）にあっては、「たい肥」と表示することができる。

(3) 届出をした都道府県

生産業者又は輸入業者にあっては法第22条第1項の規定に基づき届け出た都道府県を、販売業者にあっては法第23条の規定に基づき届け出た都道府県を、それぞれ表示すること。

(4) 表示者の氏名又は名称及び住所

表示者は、当該表示を行った生産業者、輸入業者又は販売業者とすること。

(5) 正味重量

正味重量は、キログラム単位で記載すること。ただし、容積量をリットル単位で併記することができる。

(6) 生産（輸入）した年月

ア 次の例のいずれかにより記載すること。

(ア) 平成19年4月

(イ) 19.4

(ウ) 2007.4

イ 生産し、又は輸入した年月を販売業者が知らないときは、「生産（輸入）した年月」を「表示をした年月」として、表示をした年月を記載すること。

(7) 原料

ア 原料名は、「鶏ふん」、「もみがら」等最も一般的な名称をもって記載すること。

イ 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に、その旨を明記して次に掲げる例により記載すること。また、生産に当たって動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のケ、コ又はサに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が使用されたもの及び昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）の一の(イ)若しくは(ロ)又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の四の(1)若しくは(2)の表に規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、その旨を明記して次に掲げる例により記載すること。

(原料)

牛ふん、鶏ふん、蒸製骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

3 蒸製骨粉及び骨炭粉末は、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

(8) 主要な成分の含有量等

ア 主要な成分の含有量等は、別紙の測定方法による測定結果に基づき、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載すること。この場合において、表示値の誤差の範囲は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

イ 現物当たりの数値で記載することが困難な場合には、「主要な成分の含有量等」を「主要な成分の含有量等（乾物当たり）」として、乾物当たりの数値及び水分含有量を記載すること。

ウ 窒素全量、りん酸全量又は加里全量については、現物当たりの含有量の測定結果が0.5%未満である場合には、「0.5%未満」と記載することができる。

項 目	表 示 の 単 位	誤 差 の 許 容 範 囲
窒素全量	パーセント（％）	表示値が3パーセント以上の場合は、表示値のプラスマイナス10パーセント 表示値が3パーセント未満の場合は、プラスマイナス0.3パーセント
りん酸全量	パーセント（％）	
加里全量	パーセント（％）	
銅全量	1キログラム当たり ミリグラム（mg / kg）	表示値のプラスマイナス30パーセント
亜鉛全量	1キログラム当たり ミリグラム（mg / kg）	表示値のプラスマイナス30パーセント
石灰全量	パーセント（％）	表示値のプラスマイナス10パーセント
炭素窒素比		表示値のプラスマイナス30パーセント
水分含有量	パーセント（％）	表示値のプラスマイナス10パーセント

2 表示の様式等

- (1) 表示は、容器又は包装を用いる場合にあっては肥料の最小販売単位ごとにその外部の見やすい箇所に次の様式により表示事項を印刷するか又は同様式により表示事項を記載した書面を容器若しくは包装から容易に離れない方法で付すことにより、容器又は包装を用いない場合にあっては当該書面を付すことにより行わなければならない。
- (2) (1)の様式の枠内には、別表の肥料の種類ごとの表示事項以外の事項を記載してはならない。
- (3) 肥料の正味重量が6キログラム未満の場合には、(1)の様式の寸法は、適宜とする。
- (4) 表示に用いる文字の色、大きさ等は、次に掲げるところによらなければならない。
 - ア 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とすること。
 - イ 表示に用いる文字は、消費者の見やすい大きさ及び書体とすること。
- (5) 生産若しくは輸入又は表示した年月を(1)の様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。

(6) 原料を(1)の様式に従い記載することが困難な場合には、「原料」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。

肥料取締法に基づく表示	
肥料の名称	
肥料の種類	た い 肥
届出をした都道府県	宮 崎 県
表示者の氏名又は名称及び住所	
正味重量	キログラム
生産（輸入）した年月	平成 年 月 日
主要な成分の含有量等（現物又は乾物あたりの別を記載）	
窒素全量（％）	
りん酸全量（％）	
加里全量（％）	
炭素窒素比（C/N比）	
銅 全 量（1キログラム当たりミリグラム）	
（豚ふんを使用し、現物1kg当たり300ミリグラム以上含有する場合に記載）	
亜鉛全量（1キログラム当たりミリグラム）	
（豚ふん又は鶏ふんを使用し、現物1kg当たり900ミリグラム以上含有する場合に記載）	
石灰全量（％）（石灰を使用し、現物1kg当たり150グラム以上含有する場合に記載）	
水分含有量（％）（上記成分の含有量を乾物あたりで表示する場合に記載）	
原料	
牛ふん、豚ふん、鶏ふん、わら類、もみがら、樹皮	

2cm以上

8.8cm以上

7.2 cm 以上

（注）「主要な成分の含有量等」の表示値については各成分ごとに一定の許容範囲が設けられています。

肥料取締法に基づく表示

2cm以上

肥料の名称

肥料の種類

動物の排せつ物

届出をした都道府県

宮 崎 県

表示者の氏名又は名称及び住所

正味重量

キログラム

生産（輸入）した年月

平成 年 月 日

主要な成分の含有量等（現物又は乾物あたりの別を記載）

窒素全量（％）

りん酸全量（％）

加里全量（％）

炭素窒素比（C/N比）

銅 全 量（1キログラム当たりミリグラム）

（豚ふんを使用し、一定量以上含有する場合に記載）

亜鉛全量（1キログラム当たりミリグラム）

（豚ふん又は鶏ふんを使用し、一定量以上含有する場合に記載）

石灰全量（％）（石灰を使用し、一定量以上含有する場合に記載）

水分含有量（％）（上記成分の含有量を乾物あたりで表示する場合に記載）

原料

牛ふん、豚ふん、鶏ふん、わら類、もみがら、樹皮

8.8cm
以上

7.2 cm 以上

（注）「主要な成分の含有量等」の表示値については各成分ごとに一定の許容範囲が設けられています。

(様式)

特 殊 肥 料	2 cm 以上
肥料の名称	8 . 8 cm 以上
肥料の種類	
届出を受理した都道府県	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
————— 7 . 2 cm 以上 —————	

別表（第1関係）

肥料の種類	表示事項
たい肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）	一般表示事項 原料 主要な成分の含有量等 窒素全量 リン酸全量 加里全量
動物の排せつ物	銅全量 亜鉛全量 石灰全量 炭素窒素比 水分含有量

備考

1 一般表示事項は、次のとおりとする。

- (1) 肥料の名称
- (2) 肥料の種類
- (3) 届出をした都道府県
- (4) 表示者の氏名又は名称及び住所
- (5) 正味重量
- (6) 生産（輸入）した年月

2 主要な成分の含有量等については、銅全量にあつては豚ふんを原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、亜鉛全量にあつては豚ふん又は鶏ふんを原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、石灰全量にあつては石灰を原料として使用するものであつて現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、水分含有量にあつては乾物当たりで表示する場合に限り、それぞれ表示しなければならないものとする。

別紙（第2関係）

主要な成分の含有量等の測定方法

1 窒素全量

ケルダール法によって供試試料中の窒素の量を定量し、これの供試試料の重量に対する百分率（％）を窒素全量とする。ただし、硝酸性窒素を含有する場合は、前処理として硝酸性窒素をアンモニア性窒素に還元するものとする。

2 リン酸全量

供試試料を灰化した後、塩酸で溶解し、その溶解液中のりん酸（ P_2O_5 ）の量をバナドモリブデン酸アンモニウム法等によって定量し、これの供試試料の重量に対する百分率（％）をりん酸全量とする。

3 加里全量

供試試料を炭化した後、塩酸で溶解し、その溶解液中の加里（ K_2O ）の量を原子吸光測定法等によって定量し、これの供試試料の重量に対する百分率（％）を加里全量とする。

4 銅全量

供試試料を湿式分解法によって溶解し、その溶解液中の銅（ Cu ）の量を原子吸光測定法等によって定量し、供試試料1キログラム当たりの重量（mg）を銅全量とする。

5 亜鉛全量

供試試料を湿式分解法によって溶解し、その溶解液中の亜鉛（ Zn ）の量を原子吸光測定法等によって定量し、供試試料1キログラム当たりの重量（mg）を亜鉛全量とする。

6 石灰全量

供試試料を灰化した後、塩酸で溶解し、その溶解液中の石灰（ CaO ）の量を原子吸光測定法等によって定量し、これの供試試料の重量に対する百分率（％）を石灰全量とする。

7 炭素窒素比

二クロム酸酸化法によって供試試料中の有機炭素を定量し、これの供試試料の重量に対する百分率（％）を求め、これを窒素全量で除した値を炭素窒素比とする。

8 水分含有量

供試試料の重量を計量し、摂氏100度で5時間乾燥した後再び計量し、乾燥前の供試試料の重量と乾燥後の供試試料の重量との差の乾燥前の供試試料の重量に対する百分率（％）を水分含有量とする。ただし、揮発物を含有する場合は適宜補正する。